

開催期日 令和 7 年 4 月 1 5 日

開催場所 中島村役場 2 階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中 島 村 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和7年4月15日 午後1時30分
閉 会 令和7年4月15日 午後2時54分
場 所 中島村役場 2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第 1 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
～第 2 号 意見の決定について
議案第 3 号 中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕(案)
に対する意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野 木 重 徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 松 本 美 和

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和7年第4回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

どうも皆さん改めましてこんにちは。新年度になりまして人事異動もありました。松本さんには難しいところもあると思いますがよろしく願いいたします。今日の案件はいつもよりは無いみたいですが、皆さんで慎重審議していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局長

委員全員の出席を報告し、中島村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事の進行を行う旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、2番芳賀敏行農業委員、3番長田信夫農業委員を指名した。

議 長

議案第1号及び第2号について審議の前に、中島村農業委員会会議規則第10条の規定により、4番小針一男農業委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第1号受付番号第1号につきまして、地区担当委員の吉田健司推進委員
の都合が合わず、私が代理としまして、吉田定雄農業委員と確認を行いました。
4月7日に設定人・●●●●さん、●●●●さん、被設定人・●●●●さんの
申請代理の行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内
容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、
周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5 番吉田定雄農業委員

議案第1号受付番号第1号につきまして、只今水野谷推進委員より報告があ
りました内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、
現地についても4月7日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。
以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか
諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分
について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第2号受付番号第2号につきまして、4月7日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理の行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第2号受付番号第2号につきまして、只今水野谷推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても4月7日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

4 番小針一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

再開する旨を宣し、4 番小針一男農業委員に対し、議案第1号及び議案第2号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第3号中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕（案）に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕（案）に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

これは、農業委員からの報告は無いのですか。

事務局長

農振の場合は、この後転用許可申請があがったときに現地確認があります。

議 長

皆さん、場所は分かりますか？

事務局長

ちょうど②番のところの近くなんですが、富士工業と童里夢公園の前の通りです。

議 長

質問等ないか諮ったところ。

6 番鈴木和宏推進委員

ドッグランの方なんですが、上水道は書いてあるんですけども下水は設置しないんですか。

事務局長

トイレが無いのかということで良かったですかね？

6 番鈴木和宏推進委員

外水道（手洗所）とは書いてあるんですが、排水はどういう処理をするのかなと思ひまして。

事務局長

枡が真ん中辺りから伸びていて、このまま流してしまうのかどうかというところですかね。

6 番鈴木和宏推進委員

宅地の●●●●のところに下水とか入れたりするのかなと思ったんですが。

4 番小針一男農業委員

U字溝に落として県道に落とすのではないですか。

議 長

要するに手洗いした水を流すということなので下水にはあたらないということですね。トイレではないですね。

6 番鈴木和宏推進委員

仮設トイレは設置する予定なんですか。

議 長

トイレはここには設置していないですね。

4 番小針一男農業委員

1 番から 10 番までは駐車場ですよ？

事務局長

そうですね。

4 番小針一男農業委員

10 台分の駐車場があるのでトイレは設置したほうがいいのではないのでしょうか。使いたい人は出てくると思いますが。

議長

トイレの設置について確認はしてみてください。

—— 暫 時 休 議 ——

事務局長

関係者に電話がつながらず確認できませんでした。隣に既存の空き家になっている住宅があるので、隣の敷地と併用するかなどしてトイレの設置をどうするのか、元々あるところを使ってもらうのかなど確認が取れば。

1 番大木一男農業委員

童里夢公園のトイレを使うなどでしょうか。

議長

隣の空き家の人が所有している土地ではないんですよね？

事務局長

その人の土地ではないです。

4 番小針一男農業委員

空き家のトイレを使うのはまずいと思います。

事務局長

まとめますと農業委員会としましては、トイレの設置をどうするかと糞尿の処理をどうするのかを付記してもらうようにしましょうか。

5 番吉田健司推進委員

許可すると、相手がどういう進め方しても許可しましたよねと言われてしまいますからね。

事務局長

農振除外の段階では、農業委員会のほかに土地改良区、農協にも意見を聞いて農振除外ができるかを判断し、OK が出たら農業委員会で正式に農地転用許可申請の手続きになります。農振除外できると農地転用もできるだろうという流れになってしまうので、意見の段階で条件を付けておいたほうが良いのかなと思います。

4 番小針一男農業委員

脱走した犬に噛まれることも怖いですね。

5 番吉田健司推進委員

安全対策の面や、排泄物の処理などの計画も一緒に出してもらうべきなのではないのでしょうか。

事務局長

農振除外は県で最終的に許可を出すようになるので事前に県に確認はしてもらっていると思うので、県でも危険防止等に問題なければ書類的にも問題ないと判断していると思います。

4 番小針一男農業委員

逆の立場からすると農振除外の時に言うことではないと思われませんが、なんでこの時に言ってくれなかったのかと言われる可能性もあるんですよね。ですので、今回の段階で色々な被害が出る恐れに対して対処してくださいという条件を意見の回答に付けてあげるのが良いのかなと思います。

事務局長

関係者の●●●●さんと連絡が取れ、トイレの設置は予定しておらず、隣の宅地の計画は今のところ何も決まっていないということでした。隣の宅地から買ってくれないかといった相談はあるが今回の件とはタッチしていないため、トイレの利用はできないと思います。

議 長

小針一男農業委員のおっしゃるとおり、業者側から農振除外のためそこまでは関係ないと言われるかと思われませんが、意見を出せばやるしかないと判断することもあるかと思います。

事務局長

村としても安全対策の面も含めトイレの設置や排泄物等の処理など意見が挙がった項目を再度申請者に確認を行い、対応してもらうということでしょうか。

6 番鈴木和宏推進委員

条件を付して農振除外を認める意見を出すということは可能なんでしょうか。

事務局長

それは問題ありません。

議 長

例えば、条件を付してその通りに転用許可申請されなければ一度農振除外した案件に対して却下することはできるのでしょうか。

事務局長

県に確認いたします。

—— 暫 時 休 議 ——

事務局長

もし、トイレの設置を理由に却下にするのであれば、ドッグランにトイレを設置するという決まりはないため、トイレが必要な根拠をこちらから示したうえで却下する必要があるということでした。

議 長

トイレだけでなく、糞尿処理についても根拠が必要になるということですか。

事務局長

そうですね。事業計画には載っていませんが、そこまで求める根拠が必要になってしまいますね。

1 番大木一男農業委員

例えば、糞の処理については、飼い主が持ち帰れば問題ないですが隣の畑に捨ててしまったりしては耕作者の方に迷惑がかかってしまいますよね。

4 番小針一男農業委員

隣接する農地に影響を及ぼさないかが大事ですよ。

議 長

苦情が来た場合の処理についても気になるので、もう少し申請者と内容を詰めた方が良いかと思しますので、ドッグランの件に関しては来月にもう一度審議するという事でいかがでしょうか。

事務局長

今回は申請書で確認できなかったことに関して問題になっていますので、安全面など確認が取れば問題ないのかと思しますので、改めて申請書に今回意見が挙がった件に関して詳細を付記してもらい、来月の農業委員会で再度審議したいと思します。

議 長

最後にまとめますと、農業委員会としてはドッグランの件に関して詳細が不明な部分がありますので、審議延長にするということでよろしいでしょうか。

——— 異議なしの声多数 ———

②番の山林に関しては異議ない意見に決定でよろしいでしょうか。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

議案第3号中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕（案）に対する意見の決定については、①番のドッグランについては審議延長とし、②番については異議ない意見に決定する旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事 務 局

その他に入る旨を宣した。

一点目 地域計画の開始に伴う、農地転用手続きについて

二点目 次回の農業委員会総会は、5月16日（金）に役場2階会議室で行う。

三点目 緑の羽根募金について

四点目 全国農業新聞における会長の掲載記事について
事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和7年4月15日 午後2時54分